

神奈川県営発電所（相模発電所ほか10箇所）の電力受給に係る Q & A

I 入札について

Q1 入札書に記載する日付は作成日で良いか。

A1 原則として提出する書類については提出日（発送を行った日）を記載してください。

Q2 電子入札参加資格への登録は必要か。

A2 紙入札で行うため、電子入札参加資格への登録は不要です。

Q3 参加資格に関して、過去3年間の販売実績は満たしていないが、直近の数カ月は増えており今後販売実績が予定受給電力量以上になる見通しの事業者でも入札は可能か。

A3 参加申込書の提出時に入札参加資格を満たしていることが参加条件となります。

Q4 入札参加申請書類としてパンフレットの提出を求められているが、パンフレットが無い場合、ホームページの会社案内を印刷したもので問題ないか。

A4 問題ありません。

Q5 参加申込書の代表者は、会社の代表者（社長）を記載しなければならないか。権限を委任のうえ、必要書類を委任者名で提出することは可能か。

A5 提出書類の代表者名は、電力受給契約書を締結する際の契約者としてください。この者が会社の代表者と異なる場合、契約締結権限を有することを証明する書類を参加申込書の提出時に合わせて提出してください。

Q6 提出書類について一部期日に間に合わない書類があるが、締切後の提出でも問題ないか。

A6 提出期限までの提出において、やむを得ない事情がある場合は、一部提出書類の後日提出を認めます。この場合、メールによる相談の上、①後日提出となる書類名、②遅れる理由、③提出予定日を書面（任意様式）にて参加申込書兼誓約書と共に提出期限までに提出してください。

なお、遅れる理由の内容により後日提出を認めない場合がありますので留意願います。

Q7 参加辞退届の提出期限はいつまでか。

A7 入札書受付締切期日までとします。

Q8 年間予定受給電力量を1カ月単位ではなく、30分のコマごとか1時間単位で提示してほしい。

A8 年間予定受給電力量の内訳については提示できません。

Q9 一般水力、揚水式発電所の買取価格について、年度ごとに単価・金額を設定することは可能か。

A9 買取価格について、年度毎に設定することはできません。

Q10 入札結果を公開する場合、一般水力の単価及び揚水式発電所の電力料金まで公開する予定か。

A10 入札結果では内訳は公開致しません。一般水力の契約単価×予定受給電力量と揚水式発電所の電力料金を足した3年間分の総額を公開します。

Q11 入札結果は参加者全員（落札者以外）の入札金額も公表されるのか。

A11 落札者の社名、総額のみ公表を行います。

Q12 企業庁の設定した予定価格は参加申込書の提出後も非公表か。

A12 非公表となります。

Q13 開札時の立会は必須か。

A13 開札時の立会は不要です。

Q14 現契約者（売電先事業者）を教えてください。

A14 SBパワー株式会社になります。

Q15 現契約の売却単価の内訳を教えてください。

A15 現契約者との売却単価の内訳については開示できません。

Q16 需給調整市場へ参加はしているか。

A16 現在の相対契約者の運用方法については開示できません。

Q17 対象となる発電所のうち、一部発電所のみへの応札は可能か。

A17 一部発電所のみへの応札はできません。

Q18 複数事業者による共同応札は可能か。

A18 単独企業による参加を前提としているため、共同応札は認めません。

Q19 本契約の権利義務について、やむを得ない事情により他社に譲渡することは可能か。

A19 いかなる事情があっても、本契約の権利義務を他社へ譲渡することは認めません。

Q20 受電電力を他社に卸売りすることは許容されるか。

A20 神奈川県消費を前提であれば制限はしません。

Q21 電力の地産地消について、県内企業だけに限定せず、県内企業の他県の施設等でも良いか。

A21 一般水力発電所が発電した電力については、全量を神奈川県内へ供給し、それを県内で消費することを原則とします。揚水式発電所の発電電力及び揚水電力については限定はありません。

Q22 発電側課金について買受人が負担するのか。

A22 一般送配電事業者が定めた託送供給約款に基づき企業庁が一般送配電事業者に支払いますが、「**相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針（令和6年1月12日経済産業省）**」に基づき、毎月の電力料金に発電側課金相当分を加算して、買受人が企業庁へ支払っていただきます。

Q23 法改正や制度変更等により受給契約を変更する必要がある場合、買受人からの申出により、その取扱いについて協議のうえ、契約を変更することは可能か。

A23 本契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、企業庁と買受人の協議とします。

Q24 応札から供給開始までの間に当該エリアを管轄する電力会社の料金改定及び約款などの変更があった場合には応札額について協議を行うことは可能か。

A24 内容により協議としますが、原則としては認めません。

Q25 契約保証金についてどのタイミングで納入を行えばよいか。

A25 契約締結時までには納入を行ってください。

Q26 契約保証金について親会社保証によって保証を行うことは可能か。

A26 神奈川県公営企業財務規程に定められていないため、親会社保証による保証はできません。

Q27 契約保証金は銀行保証書でも可能か。

A27 神奈川県公営企業財務規程第136条（5）のとおり、銀行又は管理者が確実と認める金融機関の保証書となります。

Q28 契約保証金は1年ごとの銀行保証でも可能か。

A28 契約期間中の保証を担保するものが必要となるため、1年ごとの保証では不可能です。

Q29 契約保証金の免除について企業庁で想定している具体的なケースはあるか。

A29 神奈川県公営企業財務規程 第138条に基づき判断致します。

Q30 契約保証金の納入は、企業庁指定の銀行口座への振込で良いか。

A30 契約保証金は、企業庁が発行する納入通知書により納入いただきます。

Q31 契約保証金は3年間履行したのち返還されるのか、又は1年間おきに返還されるのか。

A31 契約の締結の日から本契約に係るすべての債務履行が完了した日に速やかに契約保証金を還付致します。

Q32 契約期間中の環境価値（非化石価値）は買受人に帰属するとの理解で良いか。

A32 一般水力で発電を行った電力について買受人に帰属致します。但し、環境価値の譲渡に係る手続き、取扱いについては企業庁と買受人と協議とします。

なお、本契約締結時の制度では、揚水式発電所より供給する電力には環境価値は含まれません。

Q33 買受人が費用負担する工事は予定されているか。

A33 予定はありません。

Q34 契約開始時又は、契約期間中に契約電力の変更希望及び予定はあるか。

A34 現時点で変更の予定はありません。

Q35 各施設について、自家発補給電力の契約はあるか。

A35 自家発補給電力の契約はありません。

Q36 運用申合書の協議、作成はどのタイミングで行うのか。

A36 電力受給契約締結後、受給開始までの間に速やかに行います。

Q37 電気供給施設内に入居している企業に対し個別に請求書を発行することができないが問題ないか。

A37 需給地点以上に細分化した請求書を求めることはありません。

Q38 紙請求書について廃止、電子化へ移行しているためWebページで請求書を確認してもらおうが問題ないか。

A38 問題ありません。

Q39 現場説明会に出席するに当たり社内への共有をするため録画又は録音をすることは可能か。

A39 公平性を保つため録画及び録音はご遠慮ください。

II 発電所について

- Q1** ダム式の一般水力発電所は、運用に係る制約の範囲内で発電パターンを都度協議することは可能か。
- A1** 発電パターンについて協議を行うことは可能ですが、一般水力発電所が取水するダム等は国及び県が維持管理を行っているため、運用については協力をお願い致します。
- Q2** 買受人となった際に発電機の稼働・停止状況、ダムの水位などモニタリングを行う方法はあるか。
- A2** モニタリングを行うことは現状はできませんが、ダム水位については、かながわの水がめホームページで速報値を公開しています。
- Q3** 買受人からの運転指示の方法は電話による指示となるか。その他の指示方法も可能か。
- A3** 翌日の運転計画を前日の11時までに発電総合制御所宛にEメール送付を行うことを原則としますが、契約締結後に協議を行うこととします。
- Q4** 運用開始時（受給開始時）の揚水式発電所の運用として、最初は揚水せずに既存水位を使用し発電を行うことはできるのか。
- A4** 令和9年4月1日0時の上池水位の状態により、水位が低い場合は揚水運転が必要となります。
- Q5** 運転システムに揚水式発電所の運転予約機能はあるか。
- A5** 揚水式発電所の運転に予約機能はありません。
- Q6** 揚水式発電所を単機毎に運転指令することは可能か。
- A6** 各号機毎の運転は可能です。
- Q7** 揚水式発電所において、揚水運転と発電運転を別号機で同時に行うことは可能か。
- A7** 発電と揚水を同時に行うことは、異なる号機であってもできません。
- Q8** 揚水式発電所の出力は45MW又は60MW以外の運転は可能か。
- A8** 機器の特性上、45MW又は60MW以外の出力はできません。
- Q9** 揚水式発電所の揚水、発電は1日各何回稼働できるか。
- A9** 日調整純揚水式として設計されているため、上池水位と運転台数及び時間により、稼働回数は決まります。
- Q10** 揚水式発電所の降雨運転を行う判断は、企業庁と送配電事業者のどちらになるか。
- A10** 上池の水位と今後の降雨予測をもって企業庁が判断します。
- Q11** 揚水式発電所の降雨運転の実施についてどのような条件が成立されれば行われるのか。
- A11** 満水付近で降雨により上池水位が上昇し、運用水位から逸脱する恐れのある場合が該当します。

Q12 揚水式発電所の降雨運転や試運転で発電した電力は買受人に供給されるか。

A12 降雨運転や試運転で発電した電力は買受人に供給されます。

Q13 揚水式発電所停止時に、1号線が送電、2号線が受電となっているのはなぜか。

A13 1号線・2号線が2回線併用のため、送電線の潮流によるものです。

Q14 当日のトラブル停止や急遽発電パターンの変更が生じた場合、事象発生の都度、通知をしていただくことは可能か。

A14 契約締結後の運用申合せの中での協議とします。